

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関市は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

関市長

## 公表日

平成29年3月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	当該事務は母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付や妊産婦、新生児の保健指導、養育医療の給付、当該費用の支給など母子保健事業に関する事務を行うものである。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第一 49の項に規定のとおり、妊産婦、新生児の情報管理や、養育医療の給付に関する対象者の情報管理において個人番号を用いることとなる。また、中間サーバーを通じ、情報ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。
③システムの名称	健康カルテ、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
健康カルテ情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 49の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	○情報照会の根拠 ・番号法 第19条第7号 別表第二 70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二主務省令) 第39条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号条例) 第4条 別表第二 11の項 ○情報提供の根拠 ・番号法 第19条第7号 別表第二 26、87の項 ・別表第二主務省令 第19、44条 ・番号条例 第4条 20の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部保健センター
②所属長	所長 西部 靖
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	関市市民環境部保健センター 〒501-3873 岐阜県関市日ノ出町1丁目3番地3 0575-24-0111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	関市市民環境部保健センター 〒501-3873 岐阜県関市日ノ出町1丁目3番地3 0575-24-0111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

